

相互評価実施に関する協定書

茨城女子短期大学と滋賀文教短期大学とは、学校教育法第109条第1項に基づき、教育研究水準の向上を図るとともに社会的使命を達成することを目的として、教育研究活動等の状況について相互に点検及び評価をおこなうために次のとおり協定を締結する。

1. 相互の点検・評価等
各々が作成した自己点検・評価報告書に基づき相互に評価を行う。
2. 相互評価についての報告書
相互評価についての報告書を作成し、一般財団法人短期大学基準協会に提出するとともに、各々において社会に公表する。
3. 相互評価に係わる費用
相互評価に係わる費用は両方で協議する。
4. この協定書の有効期限は、締結の日から令和4年3月31日までとする。
5. この協定に定めのない事項、もしくはこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、両者間でその都度協議し解決する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれが1通を保管する。

令和2年4月1日

学校法人 大成学園
茨城女子短期大学
学長 額賀 修一

学校法人 松翠学園
滋賀文教短期大学
学長 松本 英文